

特定非営利活動法人阿蘇花野協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人阿蘇花野協会という。また、英名は、Aso Flower Field Association、略称を AFA とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を熊本県熊本市東区錦ヶ丘3番15号に置く。
2 この法人は、前項のほか従たる事務所を阿蘇郡南阿蘇村大字河陽1882番地の3
に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この法人は、地域の人々や阿蘇を訪れる多くの人々に対して、人と自然とが
共生することによって育まれてきた阿蘇の野の花の植物学的価値や文化的豊かさ
を広く啓発するとともに、阿蘇の野の花が豊かに咲く花野の保全・再生に関する事
業を行い、長い歴史の中で育まれた阿蘇地域に固有の動植物や草原生態系など
の生物多様性を、持続可能な方法で適切に保全して、阿蘇に生育する種の絶滅の
防止・回復を図り、阿蘇の野の花を未来に引き継いでいくことに寄与することを目的
とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動
を行う。

- (1)環境の保全を図る活動
- (2)社会教育の推進を図る活動
- (3)子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1)特定非営利活動に係わる事業

- ① 阿蘇の花野の買い上げおよび借り上げのための基金事業
- ② 阿蘇の花野の買い上げ・借り上げ事業

- ③ 阿蘇の花野での野焼き・採草等による保全・再生事業
- ④ 保全・再生状況のモニタリングによる草原維持管理手法の調査・研究事業
- ⑤ 阿蘇の花野に関する自然環境・社会環境等の調査・研究事業
- ⑥ 阿蘇の花野の観察会等の環境教育・環境学習に関する事業
- ⑦ 阿蘇の花野に関する情報の提供などの広報啓発事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、運営会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1)運営会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体。
- (2)花野会員 この法人の目的に賛同して入会し活動を支援する個人。
- (3)団体会員 この法人の目的に賛同して入会し活動を支援する法人、団体。

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもってその旨を本人に通知しなければならない。

(入会金)

第8条 会員は入会時に、総会において別に定める入会金を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1)退会届の提出をしたとき。
- (2)本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき。
- (3)除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えるなければならない。

(1)この定款等に違反したとき。

(2)この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員および職員

(種別および定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 5人以上20人以内。

(2) 監事 1人以上2人以内。

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長、1人を専務理事とする。

(選任等)

第14条 理事および監事は、総会において選任する。

2 理事長および副理事長ならびに専務理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または当該役員ならびにその配偶者および3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 専務理事は別に定める規定に基づき、この法人の日常業務執行を代行する。

5 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

6 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1)理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2)この法人の財産の状況を監査すること。
- (3)前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4)前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5)理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

- 第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
 - 3 補欠のため、または増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
 - 4 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第17条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えるなければならない。

- (1)職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
- (2)職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があつたとき。

(報酬等)

- 第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(顧問)

- 第20条 この法人に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、総会の議決を経て理事長が任免する。
- 3 顧問は、この法人の運営に関して、必要に応じて助言を行う。

(職員)

- 第21条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。
- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総 会

(種別)

- 第22条 この法人の総会は、通常総会および臨時総会の2種とする。

(構成)

- 第23条 総会は、運営会員をもって構成する。

(権能)

- 第24条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更。
- (2) 解散。
- (3) 合併。
- (4) 事業計画および活動予算ならびにその変更。
- (5) 事業報告および活動決算。
- (6) 役員の選任または解任、職務および報酬。
- (7) 入会金の額。
- (8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。)その他新たな義務の負担および権利の放棄。
- (9) 事務局の組織および運営。
- (10) その他運営に関する重要な事項。

(開催)

- 第25条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 会員総数の5分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。
- (3) 第15条第6項第4号の規定により、監事から招集があつたとき。

(招集)

- 第26条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第2項第1号および第2号の規定による請求があつたときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を示した書面によって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

- 第27条 総会の議長は、理事長の指名する理事がこれに当たる。
- 2 前項の規定にかかわらず、第25条第2項第2号および第3号の規定により臨時総会を開催したときには、出席した運営会員のうちから議長を選出する。

(定足数)

- 第28条 総会は、会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

- 第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 総会の議事は、この要項に規定するもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は運営会員が総会の目的である事項について提案した場合において、運営会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があつたものとみなす。

(表決権等)

- 第30条 各会員の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない運営会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の運営会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した運営会員は、第28条、第29条2項、第31条第1項第2号および第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する運営会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所。
 - (2) 運営会員総数および出席者数(書面表決者または表決委任者がある場合にあっては、その数を付記するものとする。)。
 - (3) 審議事項。
 - (4) 議事の経過の概要および議決の結果。
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項。
- 2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、運営会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があつたものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行つた者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、理事をもつて構成する。

(権能)

第33条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項。
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項。
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

(開催)

第34条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもつて招集の請求があつたとき。
- (3) 第15条第6項第5号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。

(招集)

- 第35条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長は、第34条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
 - 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面によって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

- 第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

- 第37条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

- 第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
 - 3 前項の規定により表決した理事は、第39条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
 - 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

- 第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時および場所。
 - (2) 理事総数、出席者数および出席者氏名(書面表決者にあっては、その旨を付記すること。)。
 - (3) 審議事項。
 - (4) 議事の経過の概要および議決の結果。
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項。
- 2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が

記名、押印しなければならない。

第7章 資産および会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1)設立当初の財産目録に記載された資産。
- (2)入会金。
- (3)寄付金品。
- (4)財産から生じる収益。
- (5)事業に伴う収益。
- (6)その他の収益。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画および予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算に基づく収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加または更正をすることができる。

(事業報告および決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表および財産目録等の決

算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 本会の会計年度は、事業年度と同一とする。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散および合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した運営会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1)目的
- (2)名称
- (3)その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4)主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る)
- (5)社員の資格の得喪に関する事項
- (6)役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く)
- (7)会議に関する事項
- (8)その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9)解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係るものに限る)
- (10)定款の変更に関する事項

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1)総会の決議。
- (2)目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能。
- (3)運営会員の欠亡。
- (4)合併。

(5)破産手続開始の決定。

(6)所轄庁による設立の認証の取り消し。

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、運営会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散(合併または破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、熊本県に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において運営会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト(法人入力情報欄)に掲載して行う。

第10章 雜則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

[附 則]

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 潮谷 愛一

副理事長	山中 守
理 事	稻益 親義
理 事	神崎 祐一
理 事	慶田 勝彦
理 事	坂梨 仁彦
理 事	澤田 俊郎
理 事	瀬井 純雄
理 事	高橋加代子
理 事	丸尾 浩文
理 事	矢原 正治
理 事	山森 誠一
理 事	山森 英雄
理 事	吉川 栄一
監 事	潮谷 佳男
顧 問	今江 正知
顧 問	佐藤 武之

- 3 この法人の設立当初の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成18年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画および収支予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第50条の規定にかかわらず、成立の日から平成18年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。ただし、花野会員のうち、学生などについては、理事長の裁量で減額することができる。

運営会員	年会費10,000円
花野会員	年会費3,000円
団体会員	年会費20,000円（一口）